



2021年10月15日

各 位

会 社 名 クリングルファーマ株式会社
 住 所 大阪府茨木市彩都あさぎ七丁目7番15号
 彩都バイオインキュベータ207
 代 表 者 名 代表取締役社長 安達 喜一
 (コード番号: 4884)
 問い合わせ先 取締役 管理部 長 松 浦 裕
 TEL. 072-641-8739

第三者割当てによる行使価額修正条項付第10回新株予約権の発行及び コミットメント条項付き第三者割当契約の締結に関するお知らせ

当社は、2021年10月15日開催の当社取締役会において、以下のとおり、パークレイズ・バンク・ピーエルシー（以下「パークレイズ・バンク」といいます。）を割当予定先として、第三者割当の方法により行使価額修正条項付第10回新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）を発行すること及び金融商品取引法による届出の効力発生後に、コミットメント条項付き第三者割当契約（以下「本第三者割当契約」といいます。）を締結することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

1. 募集の概要

(1) 割 当 日	2021年11月1日
(2) 新 株 予 約 権 数	10,000 個
(3) 発 行 価 額	本新株予約権 1 個当たり 107 円 (本新株予約権の払込総額 1,070,000 円)
(4) 当 該 発 行 に よ る 潜 在 株 式 数	潜在株式数：1,000,000 株（本新株予約権 1 個当たり 100 株） 下限行使価額（下記（6）をご参照下さい。）においても、潜在株式数は 1,000,000 株です。
(5) 資 金 調 達 の 額 (差引手取概算額)	880,070,000 円（注）
(6) 行 使 価 額 及 び 行 使 価 額 の 修 正 条 件	当初行使価額 891 円 上限行使価額はありません。 下限行使価額は 535 円（別紙発行要項第 11 項による調整を受け、以下「下限行使価額」といいます。） 行使価額は、2021 年 11 月 2 日以降、本新株予約権の各行使請求の通知が行われた日（以下「修正日」といいます。）に、修正日の直前取引日（同日に終値がない場合には、その直前の終値のある取引日）の株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）における当社普通株式の普通取引の終値（以下「東証終値」といいます。）の 93%に相当する金額が、当該修正日の直前に有効な行使価額を上回る場合又は下回る場合には、行使価額は、当該修正日以降、当該修正後の行使価額に修正されます。但し、修正後の行使価額が下限行使価額を下回る場合には、下限行使価額を修正後の行使価額とします。
(7) 行 使 期 間	2021 年 11 月 2 日から 2023 年 11 月 1 日まで
(8) 募 集 又 は 割 当 方 法	第三者割当ての方法によります。
(9) 割 当 予 定 先	パークレイズ・バンク
(10) そ の 他	当社は、パークレイズ・バンクとの間で、金融商品取引法に基づく

	<p>届出の効力発生後に、本第三者割当契約を締結する予定です。本第三者割当契約においては、以下の内容が定められる予定です。詳細は、「3. 資金調達方法の概要及び選択理由 (1) 資金調達方法の選択理由」及び「3. 資金調達方法の概要及び選択理由 (2) 資金調達方法の概要」に記載しております。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ バークレイズ・バンクによる本新株予約権の行使コミット ・ 当社による本新株予約権の行使停止 ・ 当社による対象有価証券の処分等の禁止（ロックアップ） <p>なお、本第三者割当契約において、バークレイズ・バンクは、バークレイズ・バンクの関連会社（当該当事者の直接又は間接の子会社及び親会社（最上位の持株会社を含む）並びにかかる親会社の直接又は間接の子会社をいいます。以下同じです。）以外の者に対して当社取締役会の承認を得ることなく本新株予約権を譲渡しないことについても合意する予定です。</p>
--	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

(注) 資金調達の額は、本新株予約権の払込金額の総額に本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額から発行諸費用の概算額を差し引いた金額です。なお、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額は、当初行使価額で全ての本新株予約権が行使されたと仮定した場合の金額であります。行使価額が修正又は調整された場合には、資金調達の額は増加又は減少します。また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、資金調達の額は減少します。

2. 募集の目的及び理由

当社は、声帯癒痕を対象とした組換えヒト HGF タンパク質の医薬品開発のための資金調達を目的として、本新株予約権を発行いたします。募集の背景となる当社事業モデルの説明と、本新株予約権発行の目的及び理由である、声帯癒痕に対する医薬品開発の重要性について、以下に記載いたします。また、資金調達額の詳細と具体的な資金使途については、下記「4. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期 (2) 調達する資金の具体的な使途」に記載のとおりであります。

(1) 募集の背景

① 当社の事業概要

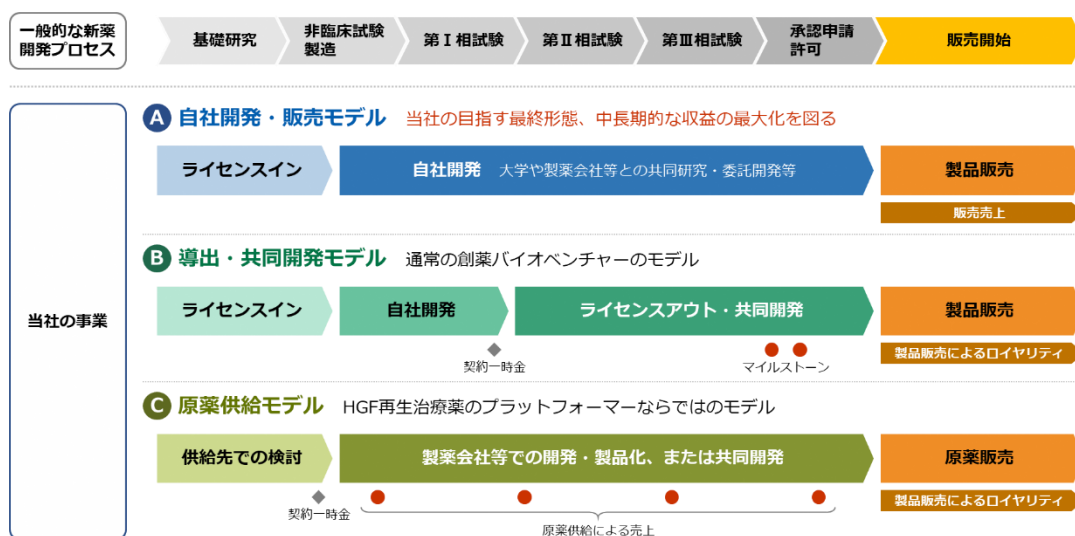
当社は難治性疾患、すなわち「症例数が少なく、原因不明で、治療法が確立しておらず、生活面への長期にわたる支障がある疾患」に対する治療薬の開発を目指す創薬バイオベンチャーであり、組換えヒト HGF タンパク質*を開発パイプライン*として、複数の臨床試験を実施しております。2021年9月末時点で、臨床試験まで進んでいるパイプラインとその進捗状況は下図のとおりであります。

なお、脊髄損傷急性期については、実施中の治験における最終症例の経過観察期間終了を2022年後半に予定しており、その後データ解析等を経て承認申請のプロセスに入ることになります。当社は、脊髄損傷急性期につき、2024年後半の承認取得を目指しております。

ビジネスモデル	優先順位	対象疾患	開発段階	臨床試験			申請承認	販売
				第Ⅰ相	第Ⅱ相	第Ⅲ相		
A+B	1	脊髄損傷急性期	第Ⅰ/Ⅱ相試験(プラセボ対照二重盲検比較試験)終了、POC取得済み、希少疾病用医薬品指定取得済み、第Ⅲ相試験実施中	終了	実施中		2022年後半終了予定	
B	2	ALS	第Ⅱ相試験(プラセボ対照二重盲検比較試験)実施中(医師主導治験)症例組入れ終了、投与期間継続中	終了	実施中		2022年前半終了予定	
A+B	3	声帯癬痕	第Ⅰ/Ⅱ相試験(オープンラベル用量漸増試験)終了(医師主導治験)次相試験計画中	終了		計画中		
B	4	急性腎障害	第Ⅰa、Ⅰb相試験(オープンラベル用量漸増試験)終了、安全性、薬物動態確認済みパートナー探索中	終了	パートナー探索中			

②当社の事業モデル

当社の事業モデルは、3つのモデル(A 自社開発・販売モデル、B 導出・共同開発モデル、C 原薬供給モデル)を対象疾患や提携先に応じて組み合わせたハイブリッド型を志向しております。脊髄損傷急性期と声帯癬痕はAとBのハイブリッド(自社開発と販売提携)、筋萎縮性側索硬化症(ALS)と急性腎障害はBによる事業化を目指しております(下図参照)。Aにおいて新薬の自社開発を行う場合、基礎研究*、非臨床試験*・製造、臨床試験*(第Ⅰ相試験*、第Ⅱ相試験*、第Ⅲ相試験*)、承認申請・許可というプロセスを経て、新薬の販売が開始されることとなります。



③過去の資金調達状況

2020年12月に実施した新規上場に伴う資金調達(公募及びオーバーアロットメントによる売出しに関連した第三者割当)においては、脊髄損傷急性期*を対象とした組換えヒトHGFタンパク質の医薬品開発を目的として605百万円を調達いたしました。かかる調達資金は継続中の臨床試験(脊髄損傷急性期)の研究開発費用として2021年9月期に151百万円(2021年8月31日時点)を充当しており、未充当の金額については、当初の予定どおり、上記研究開発費用として、2024年9月期までにその全額を充当する予定です。また、それ以外の手元資金により、ALSを対象とした研究開発を行っています。これら神経難病を対象とした2つのパイプラインについて、レイトステージでの開発を実施しております。

(2) 募集の目的及び理由—声帯癬痕の特徴と開発重要性

当社は、本新株予約権の発行により調達した資金により、以下に記載のとおり、第3のパイプラインである声帯癬痕を対象としたレイトステージの開発を進めることで組換えHGFタンパク質の事業価値を更に高めることを企図しております。

声帯癬痕とは、声を出しにくくなるという音声障害の1つで、声帯の物性が固く変化(線維化、癬痕化)して動きが悪くなることによって引き起こされる疾患です。発症原因は明らかになっていませんが、声帯の外傷や炎症、声帯の手術後などに起こりやすいことが知られております。患者数は、小規模の疫学調査結果(平成21年厚生労働省科学研究費補助金(難治性疾患克服事業)「声帯溝症の診断治療の確立と、標準化に向けたガイドラインの作成に関する研究」)から、国内で3,000~12,000人と推定されております。これまでのところ、声帯癬痕に対する有効な既存薬や治療法はなく、音声訓練等のリハビリテーション及び声帯の位置を移動する手術といった対症療法が中心となっております。

HGFタンパク質には、他の増殖因子にはない生物活性*として線維化を抑制する抗線維化作用があるため、声帯癬痕の治療にも活用できる可能性があると考えられます。当社では、京都大学医学部耳鼻咽喉科・頭頸部外科及び公益財団法人先端医療振興財団(現・公益財団法人神戸医療産業都市推進機構)との共同研究により、声帯癬痕モデル動物の声帯内に組換えヒトHGFタンパク質を投与したところ、声帯機能の改善を認めました。そこで、医薬品の開発に必要な非臨床試験(声帯内投与における試験)を追加で実施し、臨床試験に開発ステージを進めました。

声帯癬痕患者を対象とした第I/II相試験(現・京都府立医科大学耳鼻咽喉科・頭頸部外科 平野滋教授による医師主導治験)は2014年から2016年に実施され、組換えヒトHGFタンパク質が声帯機能を改善することを示唆する症例も確認されました(J Tissue Eng Regen Med. 2018 Apr;12(4):1031-1038.)。当該治験は非盲検*試験であったことから、今後医薬品として開発するために次相試験*においてプラセボ*を対象とした二重盲検比較試験*が必要になります。

声帯癬痕は既存の患者数が少なく、市場規模は大きくはありませんが、アンメット医療*のニーズの高い疾患であり、当社では開発意義の高い疾患であると考えております。一般的には認知度の低い疾患であるため、潜在患者も多いことが想定されており、関連学会の協力を得て患者数の把握及び疾患に対する啓蒙活動を行うことで患者ニーズに即した医薬品として開発する方針としております。

また、声帯癬痕においてHGFタンパク質の製品化を実現できれば、HGFタンパク質の「抗線維化*」作用に基づく創薬コンセプトそのものが実証されることになり、声帯癬痕のみならず他の線維化が原因となる慢性疾患(慢性腎不全、肝硬変、肺線維症等)への適応拡大の可能性につながると考えております。これらの線維化疾患は患者数も多く、莫大な市場規模が存在します。従って、声帯癬痕を端緒として適応拡大の可能性を高めることは、当社の開発パイプラインの拡充の観点からも重要であり、将来的な事業の継続及び拡大に貢献することにつながりうるものであると考えております。

上記のように、当社としては、引き続き声帯癬痕を対象としたレイトステージの開発を進めることが重要と考えております。これまで当社は限られた資金等のリソースを、脊髄損傷急性期及びALSを対象とする自社開発に優先的に投下しており、声帯癬痕を対象とした開発については補助金等を獲得して推進することを計画しておりました。しかしながら、昨今、新型コロナウイルス感染症の拡大・長期化に伴い、補助金等の予算が新型コロナウイルス感染症に関連した診断薬、ワクチン及び治療薬の開発プロジェクトに重点的に配分される状況となり、補助金等による声帯癬痕を対象とした開発が困難となりました。当社は、国立研究開発法人日本医療研究開発機構(AMED)が実施する医療研究開発革新基盤創成事業(CiCLE)第6回公募への申請を行うなど、引き続き補助金等を獲得する活動を継続していますが、上記の状況を考慮し、本新株予約権による資金調達を行い、それを活用して開発を推進することが、組換えヒトHGFタンパク質の事業価値を高め、ひいては当社の企業価値を向上させる上で重要であると考えてに至りました。

以上の理由により、当社は、声帯癬痕を対象とした組換えヒトHGFタンパク質の医薬品開発について、開発加速を目指すこととしております。当社は2021年6月末現在で2,229百万円の現金及び預金を保有しておりますが、2021年9月期第3四半期累計期間の営業損失は304百万円となっており、また、上記のとおり新規上場に伴う資金調達額及びそれ以外の手元資金については、それぞれ脊髄損傷急性期及びALSの研究開発費用に充当する方針であるため、声帯癬痕を対象とした組換えヒトHGFタンパク質の医薬品開発のための新たな資金調達が必要であると判断し、本新株予約権を発行することといたしました。現在進行中の神経系の開発パイプライン(脊髄損傷急性期及びALS)の推進に加え、線維化疾患の開発パイプラインとして声帯癬痕の開発を本新株予約権の発行による調達資金によって推進していくことにより、長期的な事業価値の最大化につながるものと考えております。

(用語解説)

用語	意味・内容
組換えヒトHGFタンパク質	HGF (Hepatocyte Growth Factor : 肝細胞増殖因子) の遺伝子について、組換えDNA技術 (複数種のDNAを結合する技術) を応用して製造したタンパク質。
開発パイプライン	医薬品になる可能性のある候補物質。
基礎研究	新規物質の創製と候補物質の絞り込みをするための研究。
非臨床試験	被験薬の有効性や安全性を確認するため臨床試験以外の動物などを用いた試験。ヒトを対象としない生物学的試験研究。
臨床試験	ヒト(患者又は健常者)を対象として行う試験で、被験薬の効果・安全性・動態を確認することを目的とする。
第Ⅰ相試験	少数の健常者を対象に、安全性(人体に副作用は無いかな)・薬物動態(被験薬が体にどのように吸収・分布・代謝・排泄されていくか)を確認する試験。希少疾病においては、患者を対象に第Ⅰ相試験と第Ⅱ相試験をあわせて第Ⅰ/Ⅱ相試験として行うこともある。
第Ⅱ相試験	比較的少数の患者に対して第Ⅰ相試験で安全性が確認された用量の範囲で被験薬が投与され、安全性、有効性、用法、用量を探索する試験。
第Ⅲ相試験	多数の患者に対して被験薬を投与し、第Ⅱ相試験の結果で得られた有効性、用法、用量を確認する試験。
脊髄損傷急性期	脊髄損傷(事故や転倒により脊髄に強い外力が加わり、組織が損傷を受けた結果、運動神経や感覚神経の機能が失われ、運動障害や感覚障害を発症する疾患)の受傷直後から約2週間の期間。
生物活性	生体の特定の機能に作用する性質。
非盲検	投与された被験薬が盲検化されない試験。
次相試験	一つの臨床試験が終了した後、次に実施する試験。
プラセボ	色、重さ、味及び匂いなど物理的特性を可能な限り被験薬(治験実施の目的となる、開発中の未承認有効成分を含む製剤)に似せ、かつ薬効成分を含まない「偽薬」のこと。 プラセボ群とは、それらを投与される試験群のこと。
二重盲検(比較試験)	医師及び患者の両者がプラセボか被験薬かがわからない状態で行う試験。試験終了後に開鍵し、被験薬投与群とプラセボ群の間で有効性や安全性を比較する。
アンメット医療	未だに治療法が見つからない疾患に対する医療。
抗線維化	線維成分の蓄積により細胞の機能が低下する線維化や硬化を解除する作用

3. 資金調達方法の概要及び選択理由

(1) 資金調達方法の選択理由

数あるファイナンス手法の中から今回の資金調達手法を選択するにあたり、当社は、長期的な事業価値の最大化に資する実現性の高い資金調達手法かどうか、既存株主の皆様の利益に充分配慮するため、株価への影響の軽減や過度な希薄化の抑制が可能となる仕組みが備わっているかどうか、また資本政策の柔軟性が確保された資金調達手法かどうかを最も重視いたしました。

その結果、以下に記載した本新株予約権の特徴を踏まえ、当社は、本新株予約権が当社のニーズを充足し得る現時点での最良の選択肢であると判断し、その発行を決議いたしました。

① 本新株予約権の主な特徴

- ・ 短期間における資金調達の実現性が高いと考えられること

下記(2)「資金調達方法の概要」にも記載のとおり、パークレイズ・バンクは、取得する本新株予約権(10,000個)のうち7,000個を原則として175計算対象日(計算対象日の定義は、下記「(2)資金調達方法の概要 ②行使コミット条項」をご参照ください。以下同様です。)以内に行使する義務を負うこととなる予定です。この仕組みにより、一定金額につい

て短期間における資金調達の実現性を高めることが可能となります。

- ・ 過度な希薄化の抑制が可能なこと
 - (i) 本新株予約権に係る潜在株式数は 1,000,000 株 (2021 年 9 月 30 日現在の発行済株式総数 4,334,700 株の 23.07% (小数点以下第 3 位を四捨五入)) と一定であり、株式価値の希薄化の割合が限定されております。
 - (ii) 本新株予約権者がその裁量により本新株予約権を行使することができる一方、当社は、株価動向や市場環境等を勘案して適宜停止指示 (停止指示の定義は、下記「(2) 資金調達方法の概要 ③当社による行使停止」をご参照ください。以下同様です。) を行うことができます。
- ・ 株価への影響の軽減が可能なこと
 - 下記の仕組みにより、株価への影響の軽減が可能となると考えられます。
 - (i) 上記に記載のとおり、当社が適宜停止指示を行うことにより、株価動向や市場環境等に応じて本新株予約権が行使されないようにすることができること
 - (ii) 行使価額は本新株予約権の各行使請求の通知が行われた日の直前取引日の東証終値を基準として修正される仕組みとなっていることから、複数回による行使の分散が期待されるため、当社株式の供給が一時的に過剰となる事態が回避されやすいこと
 - (iii) 下限行使価額が 535 円に設定されていること
- ・ 資本政策の柔軟性が確保されていること
 - 資本政策の変更が必要となった場合、当社の判断により、残存する本新株予約権をいつでも取得することができ、資本政策の柔軟性を確保できます。

② 本新株予約権の主な留意事項

本新株予約権には、主に、下記の留意事項がありますが、当社としましては、上記のメリットから得られる効果の方が大きいと考えています。

- ・ 本新株予約権には行使価額の修正条項が付されており、行使価額は、本新株予約権の各行使請求の通知が行われた日に当該日の直前取引日の東証終値の 93% に相当する金額に修正されます。その結果、当社普通株式の市場株価を下回る価格で株式が発行され、希薄化が生じることとなります。
- ・ 本新株予約権の下限行使価額は 535 円に設定されており、当社普通株式の株価が下限行使価額を下回る水準で推移した場合には、本新株予約権が行使されず、当社の想定した資金調達ができない可能性があります。
- ・ 当社普通株式の流動性によっては、本新株予約権が行使されず、想定より資金調達に時間を要する又は当社の想定した資金調達ができない可能性があります。
- ・ 株価の下落局面では、行使価額が下方修正されることにより、調達額が当初行使価額に基づき想定される金額を下回る可能性があります。但し、行使価額は下限行使価額を下回ることはありません。

③ 他の資金調達方法との比較

- ・ 公募増資又は第三者割当てによる新株の発行は、資金調達が一時に可能となりますが、同時に 1 株当たり利益の希薄化をも一時に引き起こすため、株価に対する直接的な影響が大きいと考えられます。一方、本新株予約権の行使価額は、別紙の発行要項 10 項記載のとおり、本新株予約権の各行使請求の通知が行われた日に、当該日の直前取引日の東証終値の 93% に相当する金額に修正されることから、複数回による行使の分散が期待され、当社株式の供給が一時的に過剰となる事態が回避されやすいことに加え、株価動向や市場環境等を勘案して当社が停止指示を行うことにより、パークレイズ・バンクによる本新株予約権の行使時期を一定程度コントロールすることができるため、株価に対する一時的な影響を低減することが可能となるものと考えられます。
- ・ 株価に連動して転換価額が修正される転換社債型新株予約権付社債 (いわゆる「MSCB」) については、その発行条件及び行使条件等は多様化しているものの、一般的には、転換により交付される株数が転換価額に応じて決定されるという構造上、転換の完了まで転換により交付される株式総数が確定しないため、転換価額の水準によっては転換により交付される株式数が当初転換価額を前提とする想定より増加する場合があります。株価に対する直接的な影響が大きいと考えられますが、本スキームでは、本新株予約権の目的である株式の総数が一定であるため、株

価動向によらず、最大増加株式数は限定されています。

- ・ 他の行使価額修正型の新株予約権については、行使の制限や制限の解除のみが可能なスキームがありますが、本スキームでは、これらに加えて、パークレイズ・バンクは保有する本新株予約権のうち7,000個を原則として175計算対象日以内に行使する義務を負うため、他の行使価額修正型の新株予約権よりも、高い実現性をもって機動的な資金調達を図りやすいと考えられます。また、行使価額が修正されない新株予約権については、株価上昇時にその上昇メリットを当社が享受できず、一方で株価下落時には行使が進まず資金調達が困難となります。
- ・ 社債、借入れによる資金調達については、当社は創薬ベンチャー企業であるところ、医薬品の研究開発には長期に及ぶ先行投資が必要であり、期間損益のマイナスが先行する結果となっているため、本件のような長期資金の調達を社債や借入れにより行おうとする場合、収益の安定性、担保力、現在の収益力の観点で困難を伴うことから、今回の資金調達方法として適当ではないと判断いたしました。

(2) 資金調達方法の概要

今回の資金調達は、当社が、パークレイズ・バンクに対し、行使期間を2021年11月2日から2023年11月1日までとする行使価額修正条項付新株予約権を第三者割当の方法によって割り当て、パークレイズ・バンクによる新株予約権の行使に伴って当社の資本が増加する仕組みとなっています。

① 本新株予約権の構成

- ・ 本新株予約権1個当たりの目的である株式の数は100株であり、本新株予約権の目的である株式の総数は1,000,000株です。
- ・ 本新株予約権者はその裁量により本新株予約権を行使することができます。但し、下記②及び③に記載のとおり、当社とパークレイズ・バンクとの間で締結予定の本第三者割当契約において、パークレイズ・バンクが一定条件のもとで保有する本新株予約権のうち7,000個についての行使コミット（下記「②行使コミット条項」をご参照ください。）を行うことにより、当社は一定金額について短期間における資金調達の実現性を高めることが可能となります。また、当社の資金需要動向に応じて当社がパークレイズ・バンクに対して停止指示を行うことができるほか、停止指示を通じて、株価動向や市場環境等に応じて、当社が株価への影響を一定程度コントロールできる設計としています。
- ・ 本新株予約権の行使価額は、当初891円（発行決議日の直前取引日の東証終値）ですが、2021年11月2日以降、本新株予約権の各行使請求の通知が行われた日の直前取引日の東証終値の93%に相当する金額に修正されます。但し、行使価額の下限は535円（発行決議日の直前取引日の東証終値の60%（1円未満切り上げ）の水準）です。
- ・ 本新株予約権の行使期間は、2021年11月2日から2023年11月1日までです。

② 行使コミット条項

下記「4. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期（2）調達する資金の具体的な使途」のとおり、当社は本新株予約権の発行により調達した資金を活用して声帯癬痕を対象とした臨床開発を進める予定ですが、長期にわたる臨床試験を実施するためには、可能な限り事前に十分な資金を確保しておくことが望まれます。そこで、当社は、パークレイズ・バンクとの間で締結予定の本第三者割当契約において以下の内容のコミット条項を合意することにより、一定金額について本新株予約権の行使期間の開始後短期間における資金調達の実現性を高めることを意図しております。

パークレイズ・バンクは、2021年11月2日以降、原則として175計算対象日以内（但し、当該期間の終了日より前に当社による本新株予約権の全部又は一部の取得日が到来した場合には、パークレイズ・バンクは本新株予約権の行使を行う義務を免除されます。）に、保有する本新株予約権のうち7,000個を行使することを約束する予定です。

この仕組みにより、当社は一定金額について短期間における資金調達の実現性を高めることが可能となります。但し、計算対象日とは、以下のいずれかに該当する日を除く取引日をいいます（以下同じです。）。

(i) 当該取引日における権利行使価額が下限行使価額となる場合

(ii) 当該取引日における当社普通株式の株価（気配値を含みます。）が一度でも直前取引日の当社

- 普通株式の普通取引の終値の93%以下となった場合
- (iii) 当該取引日が行使停止期間（下記「③当社による行使停止」をご参照ください。）に該当する場合
 - (iv) 当該取引日において本新株予約権の行使を行うことにより、適用法令又は裁判所、行政官庁、株式会社証券保管振替機構若しくは自主規制機関の規則、決定、要請等に違反する可能性が高いとパークレイズ・バンクが合理的に判断した場合
 - (v) 災害、戦争、テロ、暴動等の発生又は売買停止措置等の実施により、当該取引日における本新株予約権の行使又は本新株予約権の行使によって取得することとなる当社普通株式の売却が実務上不可能になった場合又はそのおそれがある場合

③ 当社による行使停止

パークレイズ・バンクとの間で締結予定の本第三者割当契約において、以下の内容の停止指示条項を規定する予定です。

- ・ 当社は、行使期間中のいずれかの日において、パークレイズ・バンクが本新株予約権の全部又は一部を行使することができない期間を指定（以下「停止指示」といいます。）することができます。なお、当社は、一旦行った停止指示をいつでも取り消すことができます。
- ・ 当社は、停止指示を行った際、又は一旦行った停止指示を取り消した際には、それぞれその旨のプレスリリースをTDnetにて開示いたします。

④ 当社による本新株予約権の取得

当社は、本新株予約権の取得が必要と判断した場合、当社取締役会の決議に基づき、本新株予約権の全部又は一部を取得することができます。また、当社は、2023年11月1日において未行使の本新株予約権が残存している場合、本新株予約権1個当たり107円の価額で、本新株予約権者（当社を除きます。）の保有する本新株予約権の全部を取得します。

⑤ 本新株予約権の譲渡

本第三者割当契約において、パークレイズ・バンクは、当社取締役会の事前の承認がない限り、本新株予約権をパークレイズ・バンクの関連会社以外の第三者に譲渡することはできない旨並びにパークレイズ・バンクが本新株予約権を譲渡する場合には、パークレイズ・バンクの本第三者割当契約上の地位及びこれに基づく権利義務も共に譲受人に対し譲渡承継しなければならない旨を規定する予定です。

4. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

(1) 調達する資金の額（差引手取概算額）

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
892,070,000	12,000,000	880,070,000

- (注) 1. 上記差引手取概算額は、本新株予約権の発行価額の総額（1,070,000円）及び本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額（891,000,000円）を合算した金額から、本新株予約権に係る発行諸費用の概算額を差し引いた金額です。なお、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額は、当初行使価額で全ての本新株予約権が行使されたと仮定した場合の金額です。
2. 本新株予約権の行使価額が修正又は調整された場合には、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額は増加又は減少します。また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額及び発行諸費用の概算額は減少します。
3. 発行諸費用の概算額には、消費税及び地方消費税は含まれておりません。
4. 発行諸費用の概算額は、弁護士費用、新株予約権評価費用及びその他事務費用（有価証券届出書作成費用及び変更登記費用等）の合計額であります。

(2) 調達する資金の具体的な使途

上記差引手取概算額 880,070,000 円の具体的な使途及び支出予定時期は以下のとおりです。なお、調達額が予定金額を超過した場合には、超過額は難治性疾患の治療薬開発に係る新規パイプラインの創製費用の一部に充当いたします。

具体的な使途	金額 (円)	支出予定時期
① 声帯癬痕を対象とした臨床開発費用	486,070,000	2021年11月～2026年12月
② 声帯癬痕用治験薬の製造と市販製剤の開発費用	394,000,000	2021年11月～2026年12月

(注) 1. 支出予定時期までの資金管理については、銀行預金等の安定的な金融資産で運用する予定です。

2. 本新株予約権の行使状況によって資金調達額や調達時期が決定されることから、行使可能期間中に行使が行われず、本新株予約権の行使による資金調達ができない場合があります。この場合には、手元資金の活用や他の方法による資金調達の実施により充当する予定です。また、当社は実施時期の早いものから優先して調達資金を充当する予定です。

上記具体的な使途の内容については以下の通りです。

① 声帯癬痕を対象とした臨床開発費用

上記「2. 募集の目的及び理由 (2) 募集の目的及び理由—声帯癬痕の特徴と開発重要性」に記載のとおり、当社は組換えヒト HGF タンパク質による声帯癬痕の開発パイプラインを自社開発及び販売提携モデルの一つとして位置づけ、自社臨床試験による有効性の検証および製造販売承認の取得を行う方針としております。今回の資金調達に係る資金のうち 486 百万円を、声帯癬痕を対象とした臨床試験（第Ⅱ/Ⅲ相試験）を実施するための費用と申請業務に係る費用に充当する予定です。当該試験の詳細は PMDA*¹ と協議の上決定されますが、当社としては、現時点において概要を以下のように考えております。

<表：声帯癬痕患者を対象とした第Ⅱ/Ⅲ相試験計画の概要>

デザイン	第Ⅱ/Ⅲ相臨床試験、多施設共同、無作為化、プラセボ対照* ² 、二重盲検、並行群間比較試験* ³
患者母集団	声帯癬痕患者
用法用量	前相用量（1、3、10µg/片側声帯/回）をベースにPMDAと協議して決定。1回/週、計4回、両側声帯粘膜内局所投与

- * 1. 独立行政法人医薬品医療機器総合機構のこと。健康被害救済、医薬品や医療機器などの承認審査、市販後における安全対策を業務としている。
- 2. 効果を調べたい被験薬の対照としてプラセボを使用し、薬効成分の有無により効果の違いを比較する試験。
- 3. 複数の試験群が設定され、試験参加者がいずれかひとつの群に参加する試験。

② 声帯癬痕用治験薬の製造及び市販製剤の開発費用

今回の資金調達に係る資金のうち 394 百万円を、声帯癬痕を対象とした臨床試験を実施するための治験薬の製造及び市販製剤の開発費用に充当する予定です。声帯癬痕に対する投与用量は神経系の疾患と比較して、10 分の 1 以下になると想定しております。声帯癬痕の臨床試験では、脊髄損傷急性期及び ALS の臨床試験に使用されている製剤と同じものを希釈して使用しておりますが、市販に向けては声帯癬痕用の少量製剤の開発が必要になると考えております。そのため、第Ⅱ/Ⅲ相試験の実施中に少量製剤の検討、市販スケールでの製造検討及び各種試験を実施する予定としております。

5. 資金使途の合理性に関する考え方

上記「2. 募集の目的及び理由」に記載のとおり、今回の資金調達は当社の長期的な事業価値の最

大化につながるもので、かかる資金使途は合理的なものであると考えております。したがって、今回の資金調達、長期的な企業価値の向上により既存株主の皆様の利益にも資するものと考えております。

6. 発行条件等の合理性

(1) 発行条件が合理的であると判断した根拠

当社は、本新株予約権の発行要項及び割当予定先であるパークレイズ・バンクとの間で締結する予定の本第三者割当契約に定められた諸条件を考慮した本新株予約権の価格の評価を当社及び割当予定先から独立した第三者算定機関である株式会社赤坂国際会計（以下「赤坂国際会計」といいます。）に依頼しました。当該機関は、本新株予約権の発行要項及び割当予定先であるパークレイズ・バンクとの間で締結する予定の本第三者割当契約に定められた諸条件を考慮し、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として、当社の株価、当社株式の流動性、割当予定先の株式処分コスト、割当予定先の権利行使行動及びパークレイズ・バンクの株式保有動向等について一定の前提を置き、パークレイズ・バンクが本新株予約権を行使する際に、当社がその時点で公募増資等を実施したならば負担するであろうコストと同水準のパークレイズ・バンクに対するコストが発生すること及び当社の資金調達需要が新株予約権の行使期間に亘って一様に発生することを仮定して評価を実施しました。

その結果、本新株予約権1個当たりの評価額は107円と算定され、当社は、これを参考として本新株予約権1個の払込金額を金107円と決定しました。

また、本新株予約権の当初行使価額は、当該発行に係る取締役会決議日の直前取引日（2021年10月14日）の当社普通株式の普通取引の終値に相当する金額としており、その後の行使価額も、本新株予約権の各行使請求の通知が行われた日の直前取引日の当社普通株式の普通取引の終値の93%に相当する金額に修正されるものの、その価額は本新株予約権の下限行使価額である535円を下回ることはありません。なお、下限行使価額は、発行決議日直前取引日の当社普通株式の普通取引の終値の60%に相当する金額で設定されており、最近6ヶ月間及び発行決議日直前取引日の当社株価と比べて過度に低い水準となることはないことから、特に不合理な水準ではないと考えております。当社は、本新株予約権の払込金額が、本新株予約権の特徴や内容、本新株予約権行使価額の水準等を踏まえて決定されていることに照らして、本新株予約権の払込金額は適正な価額であり、本新株予約権の発行が有利発行に該当しないと考えております。

当社監査役3名（うち社外監査役3名）全員から、赤坂国際会計は新株予約権の発行実務及び価値評価に関する専門知識・経験を有すると認められること、赤坂国際会計は当社と資本関係も顧問契約関係にもなく、当社経営陣から独立していると認められること、赤坂国際会計はパークレイズ・バンクから独立した立場で評価を行っていること、赤坂国際会計による本新株予約権の価値の評価についてはその算定過程及び前提条件等に関して赤坂国際会計から提出を受けたデータ・資料に照らし合理的なものであると判断できること、本新株予約権の払込金額は赤坂国際会計によって算出された評価額と同額であることから、本新株予約権の払込金額は割当予定先に特に有利ではなく適法であると判断している旨の意見をj得ております。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

今回の資金調達により、本新株予約権全部が行使された場合に当社普通株式は最大1,000,000株（議決権10,000個相当）増加し、2021年9月30日現在の発行済株式総数4,334,700株に対して最大23.07%の増加、2021年9月30日現在の総議決権数43,323個に対して最大23.08%の希薄化が生じます。しかしながら、当社は、上記「2. 募集の目的及び理由」に記載のとおり、当該資金調達は当社の長期的な事業価値の最大化につながると考えており、今回の資金調達はそれに伴う希薄化を考慮しても既存株主の株式価値向上に寄与するものと考えられ、発行数量及び株式の希薄化の規模は合理的であると当社は判断しました。

なお、①新株予約権の目的である当社普通株式数の合計1,000,000株に対し、当社普通株式の過去6ヶ月間における1日当たり平均出来高は29,660株であり、一定の流動性を有していること、②本新株予約権は当社株式動向や市場環境等を勘案し停止指示を行うことによって、株式発行を行わないようにすることが可能であり、かつ③当社の判断により新株予約権を取得することも可能であること

から、本新株予約権の発行は、市場に過度の影響を与える規模ではなく、希薄化の規模も合理的であると判断しました。

7. 割当予定先の選定理由等

(1) 割当予定先の概要

(1) 名称	パークレイズ・バンク・ピーエルシー (Barclays Bank PLC)		
(2) 所在地	英国 ロンドン市 E14 5HP チャーチル・プレイス 1 (1 Churchill Place, London E14 5HP, United Kingdom)		
(3) 代表者の役職・氏名	グループ最高責任者 ジェームズ・E・ステイリー		
(4) 事業内容	個人向け銀行業務、クレジットカード、コーポレート・バンキング及び投資銀行業務並びに資産及び投資運用		
(5) 資本金	2,342 百万ポンド (2021 年 6 月 30 日現在) (358,701 百万円) (換算レートは 1 英ポンド 153.16 円 (2021 年 6 月 30 日の仲値)です。)		
(6) 設立年月日	1836 年 6 月 1 日		
(7) 発行済株式数	普通株式 2,342 百万株 (2021 年 6 月 30 日現在)		
(8) 決算期	12 月 31 日		
(9) 従業員数	20,500 名 (2021 年 6 月 30 日現在)		
(10) 主要取引先	個人及び法人		
(11) 主要取引銀行	-		
(12) 大株主及び持株比率	パークレイズ・ピーエルシー 100.00% (2021 年 6 月 30 日現在)		
(13) 当事会社間の関係			
資本関係	該当事項はありません。(注)		
人的関係	該当事項はありません。		
取引関係	該当事項はありません。		
関連当事者への該当状況	該当事項はありません。		
(14) 最近3年間の経営成績及び財政状態 (単位: 百万英ポンド。特記しているものを除く。)			
決算期	2018 年 12 月期	2019 年 12 月期	2020 年 12 月期
連結純資産	47,711	50,615	53,710
連結総資産	877,700	876,672	1,059,731
1株当たり連結純資産(ポンド)(注)	20.37	21.61	22.93
連結営業収益	12,957	12,949	12,401
連結税引後利益	1,010	2,780	2,451
1株当たり連結税引後利益(ポンド)(注)	0.43	1.19	1.05
1株当たり配当金支払額(ポンド)	6.23	0.10	0.11
(注) 有価証券報告書又は外国会社報告書記載の当該数値を同記載の発行済株式総数で除した値を記載			
	(単位: 百万円。特記しているものを除く。)		
連結純資産	7,307,417	7,752,193	8,226,224
連結総資産	134,428,532	134,271,084	162,308,400
1株当たり連結純資産(円)	3,119.42	3,309.28	3,511.64
連結営業収益	1,984,494	1,983,269	1,899,337
連結税引後利益	154,692	425,785	375,395
1株当たり連結当期純利益(円)	66.04	181.76	160.25

1株当たり配当金支払額(円)	954.19	15.32	16.85
換算レートは1英ポンド153.16円(2021年6月30日の仲値)です。			

- (注) 1. 当事会社間の資本関係に関して、パークレイズ・バンクが短期取引を前提として一時的に保有している当社株式は考慮しておりません。
2. パークレイズ・バンクは、ロンドン証券取引所及びニューヨーク証券取引所に株式上場しているパークレイズ・ピーエルシーの完全子会社であり、英国において健全性監督機構(Prudential Regulation Authority)により承認され、金融行為規制機構(Financial Conduct Authority)及び健全性監督機構の監督及び規制を受けています(登録番号はNo.1026167)。
- また、当社は、英国健全性監督機構ホームページ、金融行為規制機構ホームページ、パークレイズ・バンクのアンニュアルレポート等でパークレイズ・バンクの属するグループが諸外国の監督及び規制の下にある事実について確認しており、また本件のあっせんを行うパークレイズ証券の担当者との面談によるヒアリング内容をも踏まえ、パークレイズ・バンク、パークレイズ・バンクの役員又は主要株主(主な出資者)が反社会的勢力とは関係がないものと判断しており、その旨の確認書を東京証券取引所に提出しています。

(2) 割当予定先を選定した理由

当社は、複数の証券会社から提案を受けた複数の資金調達方法について検討してまいりましたが、パークレイズ・バンクのグループに属する日本法人であるパークレイズ証券株式会社(以下「パークレイズ証券」といいます。)からの提案が、株価や既存株主の利益に十分に配慮しながら必要資金を高い実現性を持って調達したいという当社のニーズに最も合致するものであったこと等を総合的に勘案し、パークレイズ証券の提案を採用し、パークレイズ・バンクを割当予定先として選定いたしました。

本新株予約権の割当ては、第一種金融商品取引業者であり日本証券業協会会員であるパークレイズ証券のあっせんを受けて行われるものであり、日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」の適用を受けて募集が行われるものです。

(3) 割当予定先の保有方針及び行使制限措置

本新株予約権について、割当予定先であるパークレイズ・バンクとの間で、継続保有及び預託に関する取り決めはありません。なお、パークレイズ・バンクの関連会社以外の者に対して本新株予約権を譲渡する場合には当社の取締役会による承認が必要です。当社とパークレイズ・バンクとの間で締結予定の本第三者割当契約において、パークレイズ・バンクは、本新株予約権の行使により取得する当社株式を長期間保有する意図を有しておらず当社株式に係る議決権を行使しない旨を表明する予定です。

また、パークレイズ・バンクが当社の株価及び株式市場の動向等を勘案しながら本新株予約権の行使を行う方針であること、並びに本新株予約権の行使により交付を受けることとなる当社株式を、当社の株価及び株式市場の動向等を勘案しながら適時適切に売却する方針であり、長期保有の意図を有していないことを、パークレイズ・バンクの代理人であるパークレイズ証券の担当者に口頭で確認しております。

さらに、当社とパークレイズ・バンクは、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第434条第1項及び同施行規則第436条第1項乃至第5項並びに日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」第13条の定めに基づき、パークレイズ・バンクとの間で締結予定の本第三者割当契約において、以下の内容について合意する予定です。

<割当予定先による行使制限措置>

- ①当社は、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第434条第1項及び同規程施行規則第436条第1項乃至第5項、並びに日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」に従い、MSCB等の買受人による行使を制限するよう措置を講じるため、所定の適用除外の場合を除き、本新株予約権の制限超過行使(単一暦月中に本新株予約権の行使により取得される株式数が、本新株予約権の払込日時点における上場株式数の10%を超える場合における、当該10%を超える部分に係る行使をいう。)をパークレイズ・バンクに行わせない。
- ②パークレイズ・バンクは、上記所定の適用除外の場合を除き、制限超過行使に該当することとなるような本新株予約権の行使を行わないことに同意し、本新株予約権の行使にあたっては、あらかじめ当社に対し、本新株予約権の行使が制限超過行使に該当しないかについて確認を行う。
- ③パークレイズ・バンクは、本新株予約権を譲渡する場合(なお、本新株予約権の譲渡には当社の取

締役会による承認が必要。)、あらかじめ譲渡先となる者に対して、当社との間で制限超過行使に係る制限の内容を約束させ、当社は譲渡先に対して同内容を約束し、また、譲渡先となる者がさらに第三者に譲渡する場合にも当社に対して同様の内容を約束させ、当社は当該第三者に対して同内容を約束する。

(4) 割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

パークレイズ・バンクからは、本新株予約権の払込金額（発行価額）の総額の払込みに要する資金は確保されている旨の報告を受けております。また、パークレイズ・バンクが2021年9月30日に関東財務局長へ提出した外国会社半期報告書（自2021年1月1日至2021年6月30日）の補足書類（1）に記載されている2021年6月30日現在の主要キャッシュフロー・データ中の「現金及び現金同等物」181,976百万英ポンド（約27兆8,714億円）からも、パークレイズ・バンクがかかる払込みに要する十分な資金を保有していることが確認できていることから、当社としてかかる払込みに支障はないと判断しています。

（注）英ポンドの円貨換算は、便宜上、2021年6月30日の仲値（1英ポンド=153.16円）によります。

(5) 株券貸借に関する契約

当社並びに当社の役員、役員関係者及び大株主は、本新株予約権の割当予定先であるパークレイズ・バンクとの間において、本新株予約権の行使により取得する当社株式に係る株券貸借契約を締結する予定はありません。

(6) ロックアップ

本新株予約権の募集に関連して、当社は、パークレイズ・バンクとの間で、本第三者割当契約の締結日以降、未行使の本新株予約権が存在しなくなった日までの間、パークレイズ・バンクの事前の書面による承諾を受けることなく、①ロックアップ対象有価証券（以下に定義します。）の発行、募集、貸付け、売付け、売付け契約の締結、当社の株主によるロックアップ対象有価証券の売出しについて同意することその他譲渡若しくは処分を行うこと若しくはそれらのための機関決定を行うこと、②ロックアップ対象有価証券の所有権若しくはその経済的価値の全部若しくは一部を直接若しくは間接的に譲渡するような、デリバティブ取引（差金決済若しくは現物決済のいずれも含まれます。）その他の取引を行うこと、③当社の指示により行為する法人若しくは個人に①若しくは②に定める行為を行わせること、又は、④①若しくは②に記載する行為を行うことを企図していること若しくはそれに同意することを発表若しくは公表（当社の発行する有価証券についての第三者からの公開買付けに対する賛成の意見表明を含みます。）することを行わない旨合意する予定です。

ただし、以下に掲げる場合は、上記の禁止される行為にはあたりません。

- ① 本第三者割当契約締結日においてロックアップ対象有価証券が存在する場合における、当該ロックアップ対象有価証券の行使又は当該ロックアップ有価証券に付された権利の行使若しくは義務の履行による当社の株式の交付
- ② 当社又は当社の関係会社の取締役、執行役、監査役、使用人又は従業員を対象とする譲渡制限付株式報酬制度に基づく当社の株式の交付並びにストックオプション制度に基づく新株予約権の発行及び当該新株予約権の行使による当社の株式の交付

なお、「ロックアップ対象有価証券」とは、当社普通株式、当社普通株式に転換又は交換されうる有価証券並びに当社普通株式を取得する権利又は義務の付された有価証券（新株予約権、新株予約権付社債及び当社普通株式への転換予約権又は強制転換条項の付された株式を含みますがこれらに限られません。）をいいます。

8. 大株主及び持株比率

募集前（2021年9月30日現在）		
氏名	持株数（株）	持株比率（%）
日本全薬工業株式会社	500,840	11.55

慶應イノベーション・イニシアティブ1号投資事業有限責任組合	369,060	8.51
DBJ キャピタル投資事業有限責任組合	314,800	7.26
THVP-1号投資事業有限責任組合	218,660	5.04
OUVIC 1号投資事業有限責任組合	200,000	4.61
CYBERDYNE 株式会社	200,000	4.61
丸石製薬株式会社	100,000	2.31
株式会社リプロセル	100,000	2.31
株式会社SBI証券	93,150	2.15
楽天証券株式会社	82,100	1.89

- (注) 1. 2021年9月30日現在の株主名簿に基づき記載しております。
2. パークレイズ・バンクは本新株予約権の行使により取得する当社普通株式については長期保有を約していないため、本新株予約権の募集に係る潜在株式数を反映した「募集後の大株主及び持株比率」を表示していません。
3. 「持株比率」は、小数点以下第3位を四捨五入しております。

9. 今後の見通し

今回の資金調達による2022年9月期の当社の業績に与える影響は、軽微であります。

なお、今回の資金調達は、上記「4. 調達する資金の額、用途及び支出予定時期 (2) 調達する資金の具体的な用途」に記載の用途に充当することにより、将来の業績に寄与するものと考えておりません。

10. 企業行動規範上の手続き

本新株予約権の発行規模は、「6. 発行条件等の合理性 (2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠」に記載のとおりであり、2021年9月30日現在の発行済株式数4,334,700株に対して最大23.07%の増加、2021年9月30日現在の総議決権数43,323個に対して最大23.08%の希薄化が生じます。このため、①希薄化率が25%未満であること、②支配株主の異動を伴うものでないこと（本新株予約権全てが権利行使された場合であっても、支配株主の異動が見込まれるものではないこと）から、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第432条に定める経営者から一定程度独立した者より当該割当ての必要性及び相当性に関する意見の入手並びに株主の意思確認手続きは要しません。

11. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

(1) 最近3年間の業績

(単位：千円)

	2018年9月期	2019年9月期	2020年9月期
売上高	—	—	467,616
営業利益又は営業損失(△)	△223,605	△371,741	△171,603
経常利益又は経常損失(△)	△64,134	△301,630	△116,341
当期純利益又は当期純損失(△)	△64,554	△302,050	△117,831
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)(円)	△62.01	△290.14	△106.70
1株当たり配当金(円)	—	—	—
1株当たり純資産(円)	△280.06	△570.19	599.97

(注) 1株当たり配当額については、配当を実施していないため記載しておりません。

(2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況(2021年10月15日現在)

	株式数	発行済株式数に対する比率
発行済株式数	4,334,700株	100.0%

現時点の転換価額（行使価額） における潜在株式数	465,000株	10.7%
下限値の転換価額（行使価額） における潜在株式数	—	—
上限値の転換価額（行使価額） における潜在株式数	—	—

(注) 上記潜在株式数は、当社のストック・オプション制度に係る潜在株式数及び第7回新株予約権に係る潜在株式数であります。

(3) 最近の株価の状況

① 最近3年間の状況

	2018年9月期	2019年9月期	2020年9月期
始 値	—	—	—
高 値	—	—	—
安 値	—	—	—
終 値	—	—	—

(注) 当社普通株式は2020年12月28日に東京証券取引所マザーズ市場に上場しましたので、それ以前については該当事項はありません。

② 最近6か月間の状況

	5月	6月	7月	8月	9月	10月
始 値	923円	847円	1,127円	911円	940円	902円
高 値	933円	1,329円	1,135円	1,123円	1,020円	920円
安 値	805円	816円	909円	829円	901円	880円
終 値	840円	1,127円	926円	948円	907円	891円

(注) 2021年10月の株価については、2021年10月14日現在で表示しております。

③ 発行決議日前取引日における株価

	2021年10月14日
始 値	890円
高 値	901円
安 値	880円
終 値	891円

(4) 最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況

・公募増資（新規上場時）

払 込 期 日	2020年12月27日
調 達 資 金 の 額	525,600,000円
発 行 価 額	807.50円
募 集 時 に お け る 発 行 済 株 式 数	3,647,700株
当 該 募 集 に よ る 発 行 株 式 数	580,000株
募 集 後 に お け る 発 行 済 株 式 数	4,227,700株
発 行 時 に お け る 当 初 の 資 金 使 途	公募による新株式発行とオーバーアロットメントによる売出しに係る第三者割当による新株式発行による調達資金の額と合わせて以下のとおりであります。 脊髄損傷（SCI）急性期パイプラインの研究開発費用（第Ⅲ相試験）
発 行 時 に お け る	脊髄損傷（SCI）急性期パイプラインの研究開発費用（第Ⅲ相試験）

支出予定時期	として、2021年9月期に237,259千円、2022年9月期に217,515千円、2023年9月期に21,451千円、2024年9月期に129,413千円
現時点における 充 当 状 況	脊髄損傷（SCI）急性期パイプラインの研究開発費用（第Ⅲ相試験）として、2021年9月期に151,149千円（2021年8月31日時点）を充当しております。（下記第三者割当増資（新規上場時）による資金調達を含めた充当状況となっております。）

(注) 発行時における当初の資金使途については下記第三者割当増資（新規上場時）における発行当時の手取金概算額上限80,040千円と併せた手取概算額合計上限605,638千円の内訳です。

・第三者割当増資（新規上場時）

払込期日	2021年1月26日
調達資金の額	80,040,000円（差引手取概算額）
発行価額	807.50円
募集時における発行済株式数	4,227,700株
当該募集による発行株式数	87,000株
募集後における発行済株式数	4,314,700株
発行時における当初の資金使途 (注)	公募による新株式発行とオーバーアロットメントによる売出しに係る第三者割当による新株式発行による調達資金の額と合わせて以下のとおりであります。 脊髄損傷（SCI）急性期パイプラインの研究開発費用（第Ⅲ相試験）
発行時における支出予定時期	脊髄損傷（SCI）急性期パイプラインの研究開発費用（第Ⅲ相試験）として、2021年9月期に237,259千円、2022年9月期に217,515千円、2023年9月期に21,451千円、2024年9月期に129,413千円
現時点における資金の充当状況	脊髄損傷（SCI）急性期パイプラインの研究開発費用（第Ⅲ相試験）として、2021年9月期に151,149千円（2021年8月31日時点）を充当しております。（上記公募増資（新規上場時）による資金調達を含めた充当状況となっております。）

(注) 発行時における当初の資金使途については上記公募増資（新規上場時）の調達資金（差引手取概算額）と第三者割当増資（新規上場時）における発行当時の手取金概算額上限80,040千円を併せた手取概算額合計上限605,638千円の内訳です。

以 上

(別紙)

クリングルファーマ株式会社第10回新株予約権（第三者割当） 発行要項

1. 新株予約権の名称 クリングルファーマ株式会社第10回新株予約権（第三者割当）（以下「本新株予約権」という。）
2. 本新株予約権の払込金額の総額 金1,070,000円
3. 申込期間 2021年11月1日
4. 割当日及び払込期日 2021年11月1日
5. 募集の方法 第三者割当の方法により、すべての本新株予約権をパークレイズ・バンク・ピーエルシーに割り当てる。
6. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数
 - (1) 本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は、当社普通株式1,000,000株とする（本新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下「交付株式数」という。）は100株とする。）。但し、下記第(2)号乃至第(4)号により交付株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後交付株式数に応じて調整されるものとする。
 - (2) 当社が第11項の規定に従って行使価額（以下に定義する。）の調整を行う場合には、交付株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、第11項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。
$$\text{調整後交付株式数} = \frac{\text{調整前交付株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$
 - (3) 調整後交付株式数の適用開始日は、当該調整事由に係る第11項第(2)号、第(5)号及び第(6)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。
 - (4) 交付株式数の調整を行うときは、当社は、調整後交付株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前交付株式数、調整後交付株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、第11項第(2)号⑤に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。
7. 本新株予約権の総数 10,000個
8. 各本新株予約権の払込金額 金107円（本新株予約権の目的である株式1株当たり1.07円）
9. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
 - (1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に交付株式数を乗じた額とするが、計算の結果1円未満の端数を生ずる場合は、その端数を切り上げるものとする。
 - (2) 本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの金銭の額（以下「行使価額」という。）は、当初891円とする。但し、行使価額は、第10項又は第11項に従い修正又は調整される。
10. 行使価額の修正 2021年11月2日以降、行使価額は、第16項第(1)号に定める本新株予約権の各行使請求の通知が行われた日（以下「修正日」という。）の直前取引日（同日に終値がない場合には、その直前の終値のある取引日）の株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」という。）における当社普通株式の普通取引の終値の93%に相当する金額（以下「修正後行使価額」という。）が、当該修正日の直前に有効な行使価額を上回る場合又は下回る場合には、行使価額は、当該修正日以降、当該修正後行使価額に修正される。但し、かかる計算によると修正

後行使価額が下限行使価額を下回ることとなる場合には、下限行使価額を修正後行使価額とする。下限行使価額は535円とし、第11項の規定を準用して調整される。

本新株予約権のいずれかの行使にあたって上記修正が行われる場合には、当社は、第16項第(1)号に定める行使請求の通知を受けた後、直ちに、当該本新株予約権者に対し、修正後行使価額を通知する。

11. 行使価額の調整 (1)当社は、本新株予約権の発行後、下記第(2)号に掲げる各事由により当社の普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式(以下「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

- (2)行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

①時価(以下に定義する。)を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する場合(無償割当てによる場合を含む。)(但し、当社若しくはその関係会社(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第8項に定める関係会社をいう。)の取締役その他の役員若しくは使用人に譲渡制限付株式を交付する場合、当社の発行した取得条項付株式、取得請求権付株式若しくは取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに当社普通株式を交付する場合、当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)その他の権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、又は会社分割、株式交換、株式交付若しくは合併により当社普通株式を交付する場合を除く。)

調整後行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とする。以下同じ。)の翌日以降又は(無償割当ての場合は)効力発生日の翌日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

②当社普通株式の株式分割をする場合

調整後行使価額は、当社普通株式の株式分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

③時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)その他の権利を発行する場合(無償割当てによる場合を含むが、当社又はその関係会社(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第8項に定める関係会社をいう。)の取締役その他の役員又は使用人に新株予約権を割り当てる場合を除く。)

調整後行使価額は、発行される取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権その他の権利の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日(新株予約権の場合は割当日)の翌日以降又は(無償割当ての場合は)効力発生日の翌日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

④当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合

調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

⑤本号①乃至③の場合において、基準日が設定され、且つ、効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号①乃至③にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。

$$\text{株式数} = \frac{\left(\begin{array}{cc} \text{調整前} & \text{調整後} \\ \text{行使価額} & \text{行使価額} \end{array} \right) \times \text{調整前行使価額により}}{\text{調整後行使価額}} \text{当該期間内に交付された株式数}$$

この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

- (3) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。
- (4) ①行使価額調整式の計算については、1円未満の端数を切り上げる。
 ②行使価額調整式で使用する「時価」は、調整後行使価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（終値のない日数を除く。）とする。平均値の計算については、1円未満の端数を切り上げる。
 ③行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。また、上記第(2)号⑤の場合には、行使価額調整式で使用する交付普通株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に割り当てられる当社の普通株式数を含まないものとする。
- (5) 上記第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。
 ①株式の併合、資本金の額の減少、会社分割、株式交換、株式交付又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。
 ②その他当社の普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由等の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
 ③行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- (6) 上記第(2)号の規定にかかわらず、上記第(2)号に基づく調整後行使価額を初めて適用する日が第10項に基づく行使価額の修正日と一致する場合には、当社は、必要な行使価額の調整及び下限行使価額の調整を行う。
- (7) 行使価額の調整を行うとき（下限行使価額が調整されるときを含む。）は、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額（調整後の下限行使価額を含む。）及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、上記第(2)号⑤に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。
12. 本新株予約権を行使することができる期間 2021年11月2日から2023年11月1日までとする。
13. その他の本新株予約権の行使の条件 各本新株予約権の一部行使はできない。
14. 本新株予約権の (1) 当社は、本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合は、本

- 取得条項
- 新株予約権の払込期日の翌日以降、会社法第 273 条及び第 274 条の規定に従って通知をしたうえで、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権 1 個当たり 107 円の価額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。一部取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。当社は、取得した本新株予約権を消却するものとする。
- (2) 当社は、当社が株式交換若しくは株式移転により他の会社の完全子会社となることを当社の株主総会で承認決議した場合、又は、当社が株式交付により株式交付親会社の完全子会社となることを株式交付親会社の株主総会で承認決議した場合は、効力発生日の 2 週間前までに通知又は公告をしたうえで、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権 1 個当たり 107 円の価額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部を取得する。当社は、取得した本新株予約権を消却するものとする。
- (3) 当社は、2023 年 11 月 1 日に、本新株予約権 1 個当たり 107 円の価額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部を取得する。
15. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金
本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に 0.5 を乗じた金額とし、計算の結果 1 円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。
16. 本新株予約権の行使請求の方法
(1) 本新株予約権を行使する場合、第 12 項記載の本新株予約権を行使することができる期間中に第 20 項記載の行使請求受付場所に対して、行使請求に必要な事項を通知するものとする。
(2) 本新株予約権を行使する場合、前号の行使請求の通知に加えて、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額を現金にて第 21 項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。
(3) 本新株予約権の行使請求の効力は、第 20 項記載の行使請求受付場所に対する行使請求に必要な全部の事項の通知が行われ、且つ当該本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が前号に定める口座に入金された日に発生する。
(4) 本項に従い行使請求を行った者は、その後これを撤回することはできない。
17. 株式の交付方法
当社は、本新株予約権の行使請求の効力発生後、当該本新株予約権者が指定する振替機関又は口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより株式を交付する。
18. 新株予約権証券の不発行
当社は、本新株予約権に関して、新株予約権証券を発行しない。
19. 本新株予約権の払込金額及びその行使に際して出資される財産の価額の算定理由
本発行要項及び割当予定先との間で締結する予定の第三者割当契約に定められた諸条件を考慮し、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として、当社の株価、当社株式の流動性、割当予定先の株式処分コスト、割当予定先の権利行使行動及び割当予定先の株式保有動向等について一定の前提を置き、割当予定先が本新株予約権を行使する際に、当社がその時点で公募増資等を実施したならば負担するであろうコストと同水準の割当予定先に対するコストが発生すること及び当社の資金調達需要が新株予約権の行使期間に亘って一様に発生することを仮定して評価した結果を参考に、本新株予約権 1 個の払込金額を金 107 円とした。さらに、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は第 9 項記載のとおりとし、行使価額は当初、2021 年 10 月 14 日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値とした。
20. 行使請求受付場所
三菱 UFJ 信託銀行株式会社 証券代行部
21. 払込取扱場所
株式会社みずほ銀行 茨木支店
22. 社債、株式等の振替に関する法律の適用等
本新株予約権は、社債、株式等の振替に関する法律に定める振替新株予約権とし、その全部について同法の規定の適用を受ける。また、本新株予約権の取扱いについては、株式会社証券保管振替機構の定める株式等の振替に関する業務規程、同施行規則その他の規則に従う。
23. 振替機関の名称及び住所
株式会社証券保管振替機構
東京都中央区日本橋兜町 7 番 1 号

24. その他
- (1) 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
 - (2) 会社法その他の法律の改正等、本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。
 - (3) 本新株予約権の条件は、市場の状況、当社の財務状況、本新株予約権の払込金額その他を踏まえ、当社が現在獲得できる最善のものであると判断する。
 - (4) その他本新株予約権発行に関し必要な事項は、当社代表取締役社長に一任する。

以 上